



広報

川越

— No. 332 —

4月10日

■発行所 川越市役所

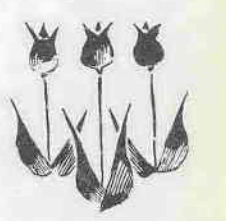
■電話 川越(0492)24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤 龍二

■編集 企画部企画課



主な内容	
昭和48年度の予算編成方針	2~5P
災害援護、水酸化特別費	
金制度、水酸化区域の拡大、遺児手当の引き上げ	5P
建築確認	
開発許可業務を市で	6P
川越地区組合消防発足、評価証明交付の緩和	6P
自動車排出ガスの規制	7P
地下水の取水に届出制、固定資産税(第1期)の納期変更、愛のプレゼント	7P
市民のページ	8~9P
写真ニュース、ばくらの作文、川越の歴史、提言	
お知らせのページ	10~11P
ただいま実施中で	
小児マヒ予防ワクチン、狂犬病予防注射、中央公民館「高齢者学級」、1兆7千億を超えて史上最高・商業統計調査、県身障者スポーツ大会	
交通安全だより	12P
市議会第1回定例会から	13~20P



表紙写真
 県道川越・越生線の入間川にかけられた八潮大橋は、このほど完成し、いよいよ4月20日から開通になります。この橋は、昭和43年8月、国の補助事業で市が工事を着手したのですが、昭和45年12月道路の県道移管にともなって、県に工事が引継がれたもので、延長約245m、幅員8mの永久橋です。この橋の完成で、的場、池田間の距離は大幅に短縮し、両地区永年の悲願も遂げられ、今後の発展と防災の面に大きな期待が寄せられます。橋は、4月20日から開通になりますが、道路の関係で大型車の通行と、駐車・道越などは当分の間規制されますのでご注意ください。

予算編成方針

健全財政で規模は二百六億円

昭和四十八年度の市予算が、三月定例会で成立しました。本年度の予算は、一般会計八十一億二千九百万円、特別会計七億一千九百万円、総額八十八億九千九百万円と市青少年健全育成協会予算一千二百四十五万円を含め、実に二百六億九千九百万円を越える大型予算になっています。執行内容は、教育、福祉、環境整備を大きな柱として、激増する人口と都市化に対処するための幅広い諸施策が盛り込まれています。加藤市長は、三月定例会に、「この大型予算を提案するに当り、次のように予算編成の方針を明らかにして、ご理解とご協力をお願いしました。」

この間微力な私が大過なく大任を果してまいることができましたのも、これひとえに、市民の皆さまのあたたかいご支援によるものでありまして、私の深く感謝申し上げます。

申すまでもなく、市政の究極の目的は、市民に対し健康かつ快適で物心両面にわたり真に幸福な生活を保障することであると信じています。ゆえに私は、新年度の当初予算の編成に当りまして、このような市民本位の理想都市大川越市の建設を目指し、できる限り長期的

の健全性を失わない拡大化という基本線を崩すことなく、極力市民各位の要望にそっくり可能な最大限の考慮を払ったつもりです。すなわち、新年度の一般会計予算は、前年度の当初よりも二・五割増の八十一億二千九百万円であり、また特別会計予算は、二・三・五割増の七億一千九百万円であります。その総額八十八億九千九百万円と市青少年健全育成協会の予算一千二百四十五万円を加え、合計九十二億四千九百万円となります。また、このうち直接市民生活に寄与する投資的経費は、一般会計二十四億三千六百四十万円、特別会計二十八億四千九百万円、市開発公社約四十億円で、その合計は、九十二億五千八百九十万円となります。

教育・福祉・環境整備を重点に

画期的な大型予算を計上



川越市長 加藤 二朗

昭和四十八年度の当初予算を計上するに当り、市長として、本予算の編成方針とその概要を申し上げます。市民各位の理解とご協力を願います。

私が、昭和四十年九月川越市長の重職につきまして以来、早くも七年有半を経過いたしました。

な展望に立って所要諸施策、特に市民環境の整備、公害防止を含む福祉の拡充および教育の充実を三本の大きな柱として、その早期の実現を図るべく、市の開発公社を含む総合財源の健全性を失わない範囲の拡大と、その有効な配分に努力いたしました次第であります。新年度は、昨年当初におきまして、一時心配された不況ムードも意外に早く回復に向いましたため、新年度の税法改正等は、まだ決定を見てはおりませんが、それでも前年度に比し相当程度の伸びが確実

視されております。しるかに、これに反し新年度の歳出需要は前年度における職員への思い切った待遇改善によりまして、人件費の大幅な増嵩を見たとともに、福祉関係費および教育施設費の急増等によりまして、前年度よりも著しく増大いたしました。その調整に非常に苦心を要したわけであります。しかしながら市長といたしましては、あくまでも開発公社を含めた市総合財政

入 歳 入 税金の伸び三一・四%

各収入とも確実な積算

ます一般会計予算の歳入についてご説明申し上げますが、市税額を四十四億二千八百四十四万円と見込みました。この数字は前年度の当初に比し、三一・四割の増であります。

り、前年度の最終予算よりも一七割の増でありまして、この主なる原因は個人市民税の伸びが所得税の減税見直し以上に大きかったためであります。また法人市民税は

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

歳出

次は新年一度一般会計予算の歳出について申し上げます。この編成に当りましては、既定経費の節約と財源の効率的な配分に努めました。

すなわち本予算における消費的経費の総額は、三十四億四千一

万円であります。その全経費に對する割合は四二・三割であります。このうち人件費は二・三・七割であります。

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

効果的に財源を配分

約30%が投資的経費

次に教育施設のうち小学校は、前年度に引き続き山田小学校の改築、新たな大東東小学校の改築、市開発公社による南古谷小学校の増築、高階北小学校の増築、飯館小学校および飯館成小学校の建設、新設の高階北小学校および霞ヶ関北小学校の市開発公社から

次に教育施設の増改築・体育館・プール建設など

の校舎買取り、昨年度の債務負担行為による川越第一小学校体育館および川越小学校体育館の建設並びに別の小学校一校の体育館の建設を計上いたしました。また小学校プールは、高階北小学校に建設を予定いたしました。

次に中学校は、新たな名細中学校の増築、芳野中学校体育館および霞ヶ関中学校体育館の建設を計上いたしました。中学校プールは用地の確定した五校に一応建設を予定いたしました。

また防音校舎は、前年度からの継続事業である大東中学校の改築および霞ヶ関小学校の増築を予定いたしました。さらに川越商業高等学校につきましても、二カ年の継続事業として特別教室四室の建設を予定いたしました。

また公民館は昨年度の債務負担行為による南公民館および大東公

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。



昨年度増築した高階中学校

次に道路行政につきましましては、これまでも特に力を入れてまいりましたが、新年度からは一般市道の改良と路面排水事業に重点を置

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

住みよい環境づくり

都市の再開発を推進

なれらるるものであります。また市債の四億五千九百万円は、新年度の財源として公共施設整備基金および財産調整基金より繰入れられるものであります。

商業の協業化、融資増で企業育成を強化

次に市営住宅は、新年度七十戸の建設を予定いたしております。またごみの処理につきましては、従来月一回の危険物収集を月二回にふやし、更にごみの再生利用による減量化とごみ埋立ての長期利用を図るとともにその大規模な処理場の建設についても新年度中に構想を固めたい所存であります。次にし尿処理場につきましても、新年度以降二十年の継続事業として処理量一日七十立方メートルの系列のうち一系列を建設する予定であります。なお、公害の防止につきましても、騒音、振動の防止並びに従来から重点的施策として取り扱われてきた河川の汚濁防止対策を初め前年度多発した

過密化と公害防止に

東部工業団地を開発



市営住宅団地の寿町

企業、特に最近自動車交通量の激増によりショッピング機能の低下を招きつつある業者が少なくない現状であり、これを救済するにはまず商店街からこれらの不況の原因を排除し、消費者の魅力を回復させる手段として協業化の促進、融資の増強、労働力の強化等の諸施策が必要と考えられますが、市としては新年度の措置として中小企業融資預託金の増額を図るとともに、仮称中小企業振興対策協議会を設けて対象企業の育成強化に努める所存であります。

最近県並に地元との話し合いも

進みまして、いよいよ新年度から県の委託を受けて土地の買収に着手する段階と相成りました。また農業の振興につきましても市は農業を取りまく最近の厳しい環境に鑑み、新年度におきましては、国の施策である稲作調整並びに農業振興地域整備計画の策定促進に努めるとともに、都市農業対策、農業環境整備事業、緑化推進事業等に関する指導を積極的に進めたい所存であり、必要経費を計上いたした次第であります。

次に消防費につきましても、新年度より本市と川島町が共同で発足させることになっております川越地区消防組合の負担金を計上いたしました。

水道の拡張事業順調に進捗

交通共済に遺児の見舞金

次に真土川下水路建設特別会計の事業は、前年度において事業認可等といった手続を完了いたしましたので、新年度は国庫補助四百万円を予定し、事業費千五百万円を計上いたしましたが、新年度の主な事業は用地の取得でありまして、下水路築造の本格化は昭和四十九、五十の両年度を予定いたしております。

一件につき三十万円

災害援護に貸付制度発足

市では四月から災害を受けた市民に対し、その復旧と更生のために必要な資金を貸付する「川越市災害援護特別資金貸付基金」制度を新設しました。

- 資金の貸付けが受けられるのは次の要件に該当する方です。
- ▽火災や台風などによる災害を受けた方
- ▽市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている方
- ▽他から資金の貸付けを受けることができない方
- ▽確定した連帯保証人がいること
- ▽貸付金額は一件につき三十万円以内で、利率は年三割以内。貸付金の償還は、貸付けした日の月から四カ月すき置き、以後二十カ月以内で、一括または月賦償還とします。
- 資金の貸付けを受ける方は、借

年額2万4千円に遺児手当の引上げ

市では、両親を失った児童（父母とも児童と同居していない場合や扶養していない場合を含む）の健全な成長の一助にするため義務教育を終了する前の遺児の保護者に支給額は、遺児一人につき四月から年額二万四千円（従来は一

公共・災害・水洗化に

融資三制度が新設

なお、本市の都市化に伴う特殊事情を考慮し、新年度から特殊な融資制度として市直接の運用による貸付基金三件を新設することとし、総額五千三百万円を計上いたしました。

特別会計

統合診療所十月に完成

下水道は処理施設が重点

次は同じく特別会計の当初予算について申し上げますが、公益質屋事業特別会計は、前年度と大差はございません。また国民健康保険特別会計は、まだ新年度の全体的な見通しがきわめて困難でありますので、この際は一応現行制度による暫定予算にとどめ、本格的な予算編成は新年度見送しのほつきり算九月定例市議会以後に譲りたいと考えております。

なお、総合診療所の建設は、すでに本年一月から着手いたしておりますので、本年十月頃にはオープンしたい所存であります。

次に下水道事業特別会計の予算は、その規模を昨年度の予算をやや上回る九億四千万円といたしました。この主な事業は、岸町一、二、三丁目、野田町二丁目、寿町一丁目、新宿町四丁目、広栄町および協田町の各一部におよぶ約二十七ヘクタールに幹支線の管きよを敷設する工事でありまして、これらの事業が完成いたしましたら、約千四百人の水洗化が可能となる見込みであります。また滝ノ下末端処理場の工事といたしましては、曝気槽、最終沈澱池およびプロワイ室の工事を終り新年度においては管理棟建築工事、電

最近県並に地元との話し合いも進みまして、いよいよ新年度から県の委託を受けて土地の買収に着手する段階と相成りました。また農業の振興につきましても市は農業を取りまく最近の厳しい環境に鑑み、新年度におきましては、国の施策である稲作調整並びに農業振興地域整備計画の策定促進に努めるとともに、都市農業対策、農業環境整備事業、緑化推進事業等に関する指導を積極的に進めたい所存であり、必要経費を計上いたした次第であります。

次は同じく特別会計の当初予算について申し上げますが、公益質屋事業特別会計は、前年度と大差はございません。また国民健康保険特別会計は、まだ新年度の全体的な見通しがきわめて困難でありますので、この際は一応現行制度による暫定予算にとどめ、本格的な予算編成は新年度見送しのほつきり算九月定例市議会以後に譲りたいと考えております。

なお、総合診療所の建設は、すでに本年一月から着手いたしておりますので、本年十月頃にはオープンしたい所存であります。

次に下水道事業特別会計の予算は、その規模を昨年度の予算をやや上回る九億四千万円といたしました。この主な事業は、岸町一、二、三丁目、野田町二丁目、寿町一丁目、新宿町四丁目、広栄町および協田町の各一部におよぶ約二十七ヘクタールに幹支線の管きよを敷設する工事でありまして、これらの事業が完成いたしましたら、約千四百人の水洗化が可能となる見込みであります。また滝ノ下末端処理場の工事といたしましては、曝気槽、最終沈澱池およびプロワイ室の工事を終り新年度においては管理棟建築工事、電

次に水道事業特別会計は、昭和二十九年五月給水開始以来現在まで万難を排して健全経営を維持してまいりましたが、新年度はどうしても四千五百万円程度の収支不足を生ずる公算が大でありますので、これに対する当面の措置として、これに対する当面の措置として、余金二千六百万円を引き当て、な

水場および霞ヶ関第二浄水場の配水ポンプ室、電気機械類等の整備を進めて取水浄水能力の増強を図り、本年夏期の最大配水量七万トンを確保する一方、南古谷、福原霞ヶ関、名細等における未設置配水管および臭水受水に伴う管網整備等のため、配水管四八、九四八を敷設することによりまして、かねての懸案である掘津を除く全市給水を達成しようとするものであります。

次は交通災害共済事業でありまして、前年度の当初は加入者六万七千人を予定しておりましたが、こ

三十万円まで融資

水洗便所改造の特別資金

市中では下水道処理区域内にお住まいの方が、既設の便所を水洗式に改造するに必要資金を貸付けする「水洗便所工事特別資金貸付基金」制度を、四月から設置しました。

資金を借りられる人は、水洗便所に改造するため多額の資金が必要なので、次の要件を備えている必要があります。

- ▽市税および下水道受益者負担金を完納していること
- ▽市内に住んでいる確実な連帯保証人がいること
- ▽貸付金額は一件につき三十万円以内。利率は年三・六割以内です。償還方法は、貸付けを受けた翌月から二十四回以内の月賦償還とします。
- ▽借受け希望者は、借入申込書（下水道課にあります）に改造工事の見積書、借家などの場合は建築物所有者の同意書を添えて市役所下水道課へ申し込んでください。

水洗化区域が拡大

- 三月三十一日から次のところが水洗化可能区域になりました。
- ＜次の番地の一部地域＞
- ▽旭町三丁目二二番地四・六・七・二二二四
 - ▽野田町一丁目一一番地五・六
 - 一、二番地四・五・一七、三番地一・二・四・六・八・一〇・一
 - 一、四番地二・六・三〇・三二
 - 三三、五番地三・一八・二三、六番地三・一・二・一六・四二
 - 四六、一〇番地一・二・四・四・二八・四八・五〇、一一番地二・八・九・一四・二二・二二・二六・三三・三五・七六・八〇、二番地一・四・一八、三番地一・三・四・七、一四番地三・三九、一
 - 九番地一、二四番地一・四・二六、二五番地一・四・六・八
- ＜次の番地の全地域＞
- ▽野田町三丁目一一番地四・五・一九・二〇、一六番地一・三七
 - ▽東田町二〇番地七・一一・一七・二〇、二一番地一・一三・一五・一六

小規模建物は市で建築確認

五月一日から建築指導課発足

家を新築したり増改築したりする場合は、建築基準法にもとづく建築確認が必要である。

この建築確認の業務は、現在県で行なっていますが、件数が非常に多いので、地域に不案内などの理由で、建築確認されるまでの期間が長くかかり申請者にたいへんご迷惑をおかけしています。

そこで市では、なるべく早く建築確認をするともに秩序あるまちづくりを進めるため、五月一日から「建築指導課」を新設して、小規模建物の建築確認業務を行なうことにしました。

小規模の建物とは……

市で建築確認を行なう小規模建物というのは、建築基準法第六條第一項第四号に規定されるもので、次に掲げるものである。

- 学校、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会所、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎または自動車庫の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のもの。
- 木造の建築物で二階以下または延面積が五百平方メートル以下のもの
- 木造以外の建築物で平家または延面積が二百平方メートル以下のもの

このほか、市で確認する建築物の敷地内に築造する煙突や広告塔などの工作物のうち、次のものは市で確認をします。

- 高さ六メートルを越え十メートル以下の煙突

となりますから、間違いないように注意してください。

なお、市で確認する建築物の敷料は次のとおりです。

- 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 五百円
- 床面積の合計が三十平方メートルを越え五百平方メートル以内のもの 一千元
- 床面積の合計が五百平方メートルを越えるもの 一千元

道路位置の指定も市で

建築基準法の規定によって特定行政庁（建築主事を設置する市町村）の長は、道路位置の指定をすることになりますので、五月一日からはこれも川越市長が行なうこととなります。

※このほか不明な点は、市役所開発課（五月一日以降は建築指導課）へお尋ねください。

なお、建築指導課の事務室は、庁舎五階になる予定です。

手数料は市の収入証紙で

以上のように五月一日からは、建築物の用途や床面積によって県が確認するものと市が確認するものとにわけられます。これにともなう確認手数料も県および市の収入証紙をそれぞれ使いわけることになります。

開発許可も市で実施

現在、知事が許可をされている開発許可・建築許可のうち面積が二千平方メートル以下のものは、五月一日から川越市長が許可をすることになり、業務は開発課で取り扱うことになりました。したがって許可申請手数料も市の収入証紙で納入していた

五月一日から開発課で

面積が2,000㎡以下のもの

現在、知事が許可をされている開発許可・建築許可のうち面積が二千平方メートル以下のものは、五月一日から川越市長が許可をすることになり、業務は開発課で取り扱うことになりました。したがって許可申請手数料も市の収入証紙で納入していた

厳しくなる排出ガス規制

中古車にも減少装置の取付けを

光化学スモッグ対策として、自動車排出ガスの削減が求められています。このため、排出ガスの削減装置の取付けが義務づけられています。

規制の対象となる車種

規制の対象となる車種は、昭和四十二年十二月三十一日以前に最初の新規登録を受けた普通自動車、小型自動車、軽自動車（除く）で、これらの自動車は排出ガス削減装置を講じなければならないこととなります。

規制の方法

昭和四十二年十二月三十一日以前に最初の新規登録を受けた普通自動車、小型自動車、軽自動車は、点検時期を調整する指示した方法で点検時期を調整すればよいことになっています。

また、昭和四十三年一月一日以降に最初に新規登録を受けた普通自動車、小型自動車は、点検時期を調整する指示した方法で点検時期を調整すればよいことになっています。

なお、対策を講じた自動車にはその対策の内容に応じてステッカー

対象自動車	使用の本機の位置	適用期日
乗用車 1,800cc以上	東京・大阪 千葉・埼玉・神奈川・愛知・兵庫	48年5月1日 48年9月1日
1,600～1,800cc	東京・千葉・埼玉・神奈川・愛知・大阪・兵庫 上記以外の道府県	48年12月1日 50年4月1日
1,000～1,600cc	東京・千葉・埼玉・神奈川・愛知・大阪・兵庫 上記以外の道府県	49年4月1日 50年4月1日
360～1,000cc	全 国	50年4月1日
乗用車以外 の自動車	東京・千葉・埼玉・神奈川・愛知・大阪・兵庫 上記以外の道府県	50年1月1日 50年4月1日

地下水（工業用）の取水

埼玉県公害防止条例の改正により、本年一月一日から工業および建築物用として地下水（井戸）を取水している場合は、三月一日までに県知事の許可（届出）を受けることになっています。

許可（届出）の必要のあるものは次のとおりです。

- ▽工業用水（製造業および電気・ガス供給業）および建築物用水（冷暖房、水洗便所、洗濯設備（公衆浴場など）として動力（モーター）を使用し、地下水を汲み揚げて用いる施設で、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以上の場合です。

※くわしいことは、市役所公害課（☎一八八二一内線三三三）へお尋ねください。



川越地区消防組合発足

四月一日から「川越地区消防組合」が発足しました。

この組合は、従来の川越市消防本部および消防署にかわるもので、川越市と川島町で組織しました。

消防業務の共同処理をするもの

なお事務所は、元町一丁目三番地（旧川越市消防本部）へ設置しました。

登記用の評価証明

従来、不動産登記に必要とする固定資産評価証明書の交付は、本人が同居の親族または委任状を持参する第三者の方に限られていたが、四月から次の場合の申請者に対しては、どなたでも証明書を交付します。なお、この場合、手数料は無料です。

▽不動産登記のために使用するも

ので、所轄法務局に提出する場

合

▽交付申し出の際、当該不動産の所在、地番、所有者を、交付申請書に明記した場合

※これ以外の目的で使用する場合、証明書の交付は、従来どおりの取り扱いをしますから、手数料も必要になります。

家屋調査にご協力を

対象は、新・増・改築の家屋

税務課では、ただいま固定資産税の税目となる家屋の評価調査を行なっています。

調査期間は六月十日ごろまでで対象になる家屋は、昭和四十七年中に新築あるいは増築・改築をしたものです。

調査の目的は、公平な税を負担していただくために行なうものです。調査の際は係員が屋内に入らせていただく場合もありますから、ご協力をお願いします。係員は身分証明書を持っていますから

もし不審なときは提示を求めてください。

なお、未登記の建物は、建物の所在地番、種類、構造、床面積等および所有者の住所、氏名に誤りがないことを確認してもらったため印鑑を押印していただきますからあらかじめご承知ください。

家屋の固定資産税
新築後三年間は半額
住宅建築を促進させる目的で、固定資産税の軽減措置が実施さ

第一期分の納期が変更

本年度から固定資産税と都市計画税の第一期分の納期を、五月十日から三十一日までに変更します。

従来、固定資産税・都市計画税の第一期分の納期は四月十日から三十日まででしたが、国会で土地政

策を折り込んだ地方税法の一部改正が行なわれるのに伴って変更したものです。

なお、二期以降の納期は二期分が七月、三期分が十一月、四期分が二月と従来どおりです。

- （社会福祉協議会）
- ▽福祉事業へ
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
 - ▽児童施設等へ
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
 - ▽交通安全のために
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
 - ▽千四百五十円
- 熊野勇夫さん、▽二千五百二十二円
川越商業高校一年A組、
▽千四百五十円
- ▽交通安全のために
自動車販売、川越支店



植木ブームで大にぎわい

川越市と川越市植木花き園芸組合共催の「第九回花と植木の展示即売会」が三月二十一日から二十五日まで初雁公園内で開かれました。当日は、お孫さんやお子さんの卒業・入学・就職記念などと植木類を買って帰る人が多く、また、今回はモデル撮影会や写真コンクールが催され、例年にないにぎわいでした。



古谷小に時計台が完成

おばあちゃん(匿名)の寄付で
三月二十二日、古谷小学校の校庭に、スマートな時計台が完成しました。この時計台は、昔お世話になったという匿名のおばあちゃんが、昨年十月同校を訪れ「何にかに役立ててください」とプレゼントしていった五万円で作られたものです。



心で学ぶ茶道精神

視力障害者茶道講習会
3月22日、視力障害者の「茶道講習会」が、喜多町の綾部まさ先生宅で行なわれました。これは県視力障害者協会が目の不自由な方の家庭生活訓練の一環として行なわれたものです。参加者は、ふすまのあけたて・歩き方、座り方などを通じて茶道の精神を学んでいました。

写真ニュース

みなさんのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。

講習の成果を発表 盛大に婦人会館まつり

3月24日から26日まで、川越市婦人会館で「第3回婦人会館まつり」が行なわれました。書、油絵、花、和・洋裁、手芸などの展示をはじめ、お茶、日本舞踊のおさらい発表や、軽食コーナーなど盛りだくさんの企画で、訪れた市民も婦人会館の認識を深めたようです。また作品を譲ってほしいなどの申出もあり、講座の成果が高く評価されました。



ぼくら の作文

私たちは、こんど五年生になります。五年生になったら、たいへんだと思います。五年生より、下の学年は、四、三、二、一と四学年もあり、上の学年は、六年生だけです。一学年しかありません。だから、がんばって下の学年のめんどうをみなくてはなりません。



五年生になったら

泉小四年上 野薫子

私は、こんどから、登校はほんのふくはん長になります。ふくはん長の仕事は、登校の時、間をあけている人や、二列になって、おしやべりをしている人を注意することです。

こんどから、一年生が三人もはいります。一年生は、なにもわからないので、よっぽど気をつけなければなりません。五年生になると、組かえがあります。組かえをされると、知らない人が、かえらると思います。とくに私は、転入生なので、今のクラス以外の人は、あまり知って

けないので、よっぽど気をつけなければなりません。五年生になると、組かえがあります。組かえをされると、知らない人が、かえらると思います。とくに私は、転入生なので、今のクラス以外の人は、あまり知って

うじなど、じゅくがよいがいそがしくなっていくようです。私の習っているのは、おしゅうじだけです。それも、土曜日の、午後一時から、四時まで行けばいいのです。そのうち、みんなのように、たくさん行くように、たたくのじゅくを、そうしたら、遊ぶ時間も、とても少なくなってしまうかと思っています。

それから私は、ちよつとおしゃべりするところがあります。もう五年生になるのですから、努力してなおそうと思っています。

五年生になって、ますやりのことは「しんせつ」です。バスでせきをゆずってあげたりしたいのです。そして、みんなにしたいまいるような、よい五年生になりたいと思っています。



川越の歴史

河越重資と同じころ同掃部助泰重に関する記録が吾妻鏡にたくさん出てきます。前回述べた留守所総検校職の重資よりも、どういっわけか多くの記事があります。泰重は河越氏の諸系図によると別表のとおりです。(皇山系図では重資が次男で重時は四男になってる)

将軍頼経の随兵として活躍した河越泰重

これで見ると重資とこれからとりあげる泰重とは従兄同志ということになります。さて泰重は鎌倉幕府四代目の将軍となった頼経の供奉人に選ばれたらしく、以下述べるように頼経とも記録に登場しております。頼経は九条道家の子で母方が初代将軍頼朝の血筋につながっているとして、三代将軍実朝が承久元年(一二二九)一月に暗殺されたあと、同年六月当時二歳で鎌倉殿に迎えられたものです。鎌倉幕府の有力な御家人のなかから選ぶと、幕府内部の対立が激しくなるので幕府と関係の

一人になっております。かれは佐野本系図によると泰重の末弟になっております。(以下次回へ続く) 市史編さん室

私の提言

公害排除に ひとこと

問：ここ数年、公害が大きな問題としてクローズアップされてきておりますが、中でも、自動車公害は、全国いたるところで問題となっています。

二川越も、その例にもれず、とりわけ新宿町の国道一六号と川越街道との交差点は、交通量が多く騒音や排気ガスによる公害の発生が心配されています。自動車公害の主なもの、騒音と排気ガスですが、車の発進時に著しいことは説明を要しないと思います。

このイラストは、車による騒音と排気ガスの問題を解決する、いわば「公害防止トンネル」の新宿町交差点の場合の完成予想図です。立体交差として交差点をなくすのも一方法ですが、それよりも効果



が大きい、費用も少なく済むと思われる方法を提案したいと思っております。

トンネルの長さは、交差点から四方へそれぞれ五十メートルあります。騒音を十分かと思われ、騒音をこのトンネルで防ぎ、排気ガスは中央の空気浄化装置で、きれいにしてから排気するというもので、トンネルの四方の入口からは、たえずきれいな空気が流入するようになっています。

なにぶん、分野の違うことで、素人の域を出ないと思っておりますが、実情を調査の上、専門家のご検討をお願いいたします。

付近には小さな子どもたちがたくさんいます。この子どもたちにきれいな空気と明るい毎日を与えたいものです。

一市民

答：交通公害排除について、大変すばらしいアイデアをご提供くださいましてありがとうございます。

ご指摘の交差点については、公害課において、市内で最も交通量が多い個所として昨年五月から自動車排気ガスの環境測定を毎月実施いたしておりますが、現在までのところでは、環境基準の定められている酸化炭素については、幸い基準以下の濃度であります。特に昭和五十年四月までには各自動車に対する排気ガス除去装置の義務化も進められております。しかしご提言のことは、今後の参考として検討させていただきます。

何卒、今後とも市政にご協力方お願い申し上げます。(公害課)

一兆七千億を超えて県史最高

昨年の商店売上げ

県は二年に一度「商業統計調査」を実施していますが、さきごろその結果を発表しました。それによりますと、四十七年の県内商店の売上げは、計一兆七千五百億円を超え、県史最高を記録しました。

前調査の四十五年の総売上げは約一兆三千億円で、そこから、三四億も伸びたことがわかります。

売上げを地域別にみますと、市部が約一兆五千九百億円で、郡部が千五百六十億円で、圧倒的に市部の売上げが多くなっています。

…さらに広がる商業圏…

この中で大宮市は前回より四三割、熊谷市は三七割と大幅に伸び、川越も二四割とこれを追っています。浦和市は八割にとどまり、大型店や総合店の進出が商業圏を大きく広げていることがわかります。

また、人口急増地域の戸田・新座・八潮・北本市は二倍も売

…年商千億以上が五市…

なかでもトップは大宮市で二千三百三十八億円で、次が浦和市の千七百二十七億円、三位が川口市の千四百八十四億円、そして熊谷市千四百七十四億円、川越市千三百一十億円とつづいています。年間総売上げが一十億円を超えたのは以上の五つの市だけです。

…総合店の伸びが目立つ…

業種別にみますと、小売店が八千九百十五億円で、卸売店が七千八百五十三億円で、小売店は平均三七割、卸売店は二九割の伸びでした。もともと伸び率が

高いのは総合店で、県内六十店が七百七十億円の売上げ、四十五年の三百八十三億円から一倍に伸びています。食品品店の売上げもふえ、こんどは三千二百二億円と前回より三二六割増となっています。

飲食店の売上げは七百四十九億円で四二割の伸び。最も伸びたのは日本料理店、八百六十六億で六十九億六千万円と二倍、レストランが三百二十一億で四十二億円で、一・九倍の伸びをみせています。

危険物の収集が月二回になりました。

収集日程表をすでにみなさんのご家庭にお届けしましたのでご存知のことと思います。危険物はみつうのごみには混ぜないで、指定の日に出してくださるようお願いいたします。

お済みでしょうか 児童手当 請求

今月から支給対象がひろげられました



子どもたちの健康やかな成長を望み、家庭生活の安定を願って、四十七年一月から「児童手当」制度が実施されていますが、この四月から、支給対象範囲が大きくひろげられ、これまでは、三人以上の児童のうち五歳未満となっていました。これが十歳未満（三十八年四月二日以降出生のもの）に拡大されました。

新たに児童手当を受ける場合は、「認定請求書」を、また現在手当を受けていて、子どもの改定でさらに対象となる児童がふえる場合は「改定請求書」を提出していただくことになっています。

該当される方は、印鑑、健康保険証、年金被保険者証またはその写し、振込みを希望する金融機関の預金通帳、所定の請求用紙（社会課窓口にあります）をお持ちになって、社会課へお出ください。

申請が受理されますと、その翌月分から支給されます。

支給額は、対象となる児童一人について月額三千円を、六月十月、二月の三回にそれぞれ四カ月分をまとめて指定の金融機関に振り込みます。

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」を受けていてもこれは支給されます。

ただし扶養者に所得制限がありますので、さらにくわしいことは社会課へ☎24-8811、内線二九一にお尋ねください。

〇 毎週月曜日は休みです 五つの公園施設

初雁運動場、庭球場、弓道場、市民グラウンド、上戸運動公園の五つの施設は、三月十五日から十一月十五日まで毎週月曜日を休日とします。

〇 二不便を感じの方もあろうかと思いますが、職員は振替休日としますのでご諒承くださるようお願いいたします。

〇 新宿町保育園に… 私立山鳩保育園が市に移管

新宿町三丁目にある私立山鳩保育園が、四月一日付で市に移管され、「新宿町保育園」（新宿町三一―一二三、☎24-9887）と名称が変わりました。

おしらせ

ただいま実施中です

市衛生課では、ただいま48年度上期の1・2・3型混合ポリオ生ワクチンの投与を実施しています。

該当するお子さんには問診票をお送りしてありますので、必要欄をご記入の上当日会場へお持ちください。問診票が届いていないようでしたら、当日体温を計ってお出ください。

費用は無料です。

服用する日	時間	会場
4月11日(水)	1.30~2.30	霞ヶ関公民館
	1.30~2.10	小堤後集会所
	2.20~3.00	名細公民館
" 12日(木)	1.30~3.00	高階公民館
" 13日(金)	1.30~3.00	月越小学校
" 14日(土)	1.30~3.00	川越小学校
	1.30~2.30	中央小学校
" 16日(月)	1.30~3.00	寺尾公民館
" 18日(水)	1.30~3.00	大東中学校
" 18日(木)	1.30~3.00	仙波小学校
" 18日(木)	1.30~3.00	南公民館

※芳野・山田・古谷・南古谷・福原管内はすでに実施済みです。

生ワクチンの投与(※号参照) 犬の注射と登録(※号参照)

市衛生課では、ただいま48年度畜犬登録と春の狂犬病予防注射を実施しています。

犬を飼っている方は、年に1度登録をし春と秋の2回予防注射を受けないと、3万円以下の罰金に処せられます。

登録料は1頭について300円、注射手数料は同じく300円、なお注射済票交付60円です。各会場とも雨天でも実施します。

実施日	時間	会場
4月11日(水)	9.30~11.30	名細公民館
" 12日(木)	1.00~3.00	福原出張所
" 12日(木)	10.30~11.30	日東農協倉庫前
" 13日(金)	1.00~3.00	大東出張所
" 13日(金)	9.30~11.30	霞ヶ関公民館
" 13日(金)	1.00~3.00	霞ヶ関北公民館
" 17日(火)	9.30~11.30	雀の森新宿公民館
" 17日(火)	1.00~3.00	六軒町公民館
" 18日(水)	9.30~11.30	川越保健所
" 18日(水)	1.00~3.00	西雲寺広場
" 19日(木)	9.30~11.30	六塚会館駐車場
" 19日(木)	1.00~3.00	中央公民館

※芳野・山田・南古谷・古谷・高階管内はすでに実施済みです。

ゲームを楽しみながら市民歩け運動

4月22日(日)、午前8時50分中央公民館前集合、9時出発。府川運動場往復。昼食持参。バドミントン、バレーボール、フォークダンスなどを行ないます。参加ご希望の方は4月21日までに中央または南公民館へ。

県身障者スポーツ大会

陸上…岩槻 水上…川口

ふるってご参加ください

陸上競技 <第22回> 5月13日(日)、県立岩槻高校グラウンドで。出場ご希望の方は、4月20日(金)までに市社会福祉事務所へお申し出ください。

水泳競技 <第10回> 6月3日(日)、川口市新郷スポーツセンター内温水プール。出場ご希望の方は、5月11日(金)までに市社会福祉事務所へお申し出ください。

以上どちらも申し込みは電話でも結構です。なお、手話のわかるものが数人同行しますので、ろうあの方も安心して参加できます。ご不明の点は、社会福祉事務所(☎24-8811、内線874)にお尋ねください。

消費生活センター専門講座(食品コース) 受講者を募集しています

川越消費生活センターでは48年度事業のひとつとして次のように生活教室専門講座―食品コースを開きます。

定員50人、ただいま受講者を募集しています。

期間：48年6月から49年2月までの偶数月、5回(下記参照)。いずれも火曜日、午前10時から正午まで。

会場：川越消費生活センター。

対象：47年度生活教室修了者。

内容：

- 6月5日＝食品添加物の総点検(新生活事業センター専門委員・新井通友氏)。
- 8月7日＝カロリーと栄養価のバランス(女子栄養大学担当)。
- 10月2日＝醸造製品の種類と選び方(県食品工業試験場担当)。
- 12月4日＝牛乳と乳製品の種類と栄養価(雪印乳業消費生活センター課長・田中明氏)。
- 2月5日＝加工食品、半加工食品の種類と栄養価(食品産業センター担当)。

受講料：無料。

申込：センターに用意してある申込書に必要事項を記入して、川越消費生活センター(松江町2-1-8、☎24-3558-9)または市商工観光課(☎24-8811、

中央公民館が「中央高齢者学級」 2教室 120人を募集

期間：5月から来年3月まで、月2回、毎水曜日、午後1時30分からの予定。

会場：中央公民館(三久保町18-3、☎22-1394)。

対象：市内在住60歳以上の方。

定員：120人(2教室編成)。

受講料：無料、ただし運営雑費として500円。

内容：健康を保つ方法、視野を広げる社会問題、身近な法律の知識、社会見学など。

申込：5月12日(土)までに雑費を添えて中央公民館へお申し込みください。申込順に定員になり次第締めきります。

■高校写真部が合同写真展■

県立川越工高と同農高写真部が、4月14日と15日、南公民館(川越駅西口前、☎43-0038)

危険物取扱者免状取得試験 準備講習会も行なわれます

試験日…5月20日(日)。

試験地…川越・浦和・大宮・熊谷・狭山・越谷の各市で実施の予定。

資格…①乙種第4類危険物取扱者試験については、乙種第4類の危険物取扱の実務経験を6ヵ月以上有する者。

②丙種危険物取扱者試験については受験資格は問わない。

受付…4月25日(水)、川越市民会館か県熊谷地方庁舎。

同 26日(木)、川越市民会館か浦和市民会館。

同 27日(金)、浦和市民会館。

以上3日間限り、いずれも午前9時から午後3時30分までです。

期日…4月18日(水)、19日(木)。

準備講習会

会場…川越市民会館。

受付…川越地区消防組合消防本部(元町1-2、☎22-0700)。

締切…4月16日。

*くわしくは消防本部にお尋ねください。

今月の巡回行政相談

日時：4月24日(火)、午後1時～4時

会場：霞ヶ関公民館

担当：行政相談委員・小山辰吉氏
県行政相談員・新井勝夫氏

※来月は霞ヶ関北出張所を予定しています。

市民相談

法律相談はこれまで毎週第2、第4木曜日でしたが、今月から第1～第4木曜日(月4回)となります。

市政相談	日曜・祝日を除く毎日	8:30～5:00
一般相談	"	10:00～4:00
交通事故相談	"	10:00～4:00
法律相談	毎月第1～第4木曜日	10:00～4:00
建築相談	毎週月・水曜日	
内職相談	毎週火・金曜日	
パート相談	毎月第2・第4火曜日	

土曜日は正午までです。

市民サービス部(☎24-8811、内線861～6)

移動図書館の巡回日

▲4月17日(火)

名細(日枝神社境内) 午後1時40分

山田(西町集会所) 午後3時

県立浦和図書館の移動図書館「むさしの号」がみなさんのおそばにまいります。

1日図書館の開設日

▲4月13日(金)

霞ヶ関(東急団地第3公園) 午後1時～3時

▲4月27日(金)

霞ヶ関(角栄団地埼銀脇) 午前10時～午後3時

県立浦和図書館がみなさんのおそばに出張します。



4番目の支部が誕生

交通安全母の会

一古谷支部

四月五日古谷公民館で、川越市交通安全母の会古谷支部の結成大会が開かれました。母の会は、交通事故のない明るい平和な地域社会の育成に寄与することを目的とするもので、支部結成は古谷支部が四番目のものです。

支部の主な事業としては、
 ▽日常生活を通じて幼児や児童、老人の交通安全のしつけ等を行なうこと
 ▽保育園、幼稚園、学校で行なう交通安全教育に協力
 ▽交通安全思想を高めるため座談

会や講習会の開催
 ▽交通安全に関する歌や踊りなどを通じて、安全思想の普及推進などとなっております。

支部長に
鈴木さん

また、支部結成に伴う新役員が次のように決定されました。

- 支部長 鈴木良枝
 副支部長 佐藤利子、星野薫
 榎本静江、新井文子
 顧問 齊藤なべ、保野照子
 理事 桑野文子、原田澄子、岡田和子、岸野照子、渋谷フク、遠藤岩子、粕谷カネ、田中明子、岸野トシ子、三上ヒサ、中野房子、田口とめよ、岡田繁子、天沼ふみ子、新井ミヨ子、牛田とみ子、大

駐車禁止などが新設

八瀬大橋付近の交通規制



霞ヶ関地区と大東地区を結ぶ八瀬大橋の開通(四月二十日の予定)に伴い、その付近の交通が次のように規制されますから注意してください。

▽大型車通行止 大字池辺一・二・八七―一 大字豊田本一・四九までの区間

法では、歩行者の細かい通行方法を規定していますが、その基本は右側通行です。歩道のある道路や一歩以上の路側帯がある道路以外のところは、原則として右側通行をしてください。

県道の交通規制

三月から大幅に拡大
 三月から市内の県道および市道の駐車禁止、速度制限、追越禁止などの交通規制区間が大幅に拡大されました。

規制区間には、いずれも交通標識が立てられていますから、よく注意し通行してください。

前号の訂正

前号六ページ、新型信号機で通学路の安全を確保、の一部を次のように訂正します。

▽信号機とあるのは標識
 ▽七時三十分からとあるのは七時から

交通指導員

から一言

① 昨年の八月から毎月一回、この欄に交通指導員が実際に街頭で立哨体験したことから掲載して、みなさんに交通事故防止の二協力をお願いしてまいりました。

学童の安全を願う

立哨指導に活躍

大字的場一・二九一―二
 尾崎和吉(交通対策課長)

② 自動車のように免許制度がないため、道路交通法を知らないで乗ることもあり危険度も高いわけです。右に曲がる場合は、必ず前後の安全を確認し合図をしてから通行してください。とくに交差点では、自転車から降りて歩行者のルールに従って横断するように心がけましょう。

③ 下校後の子どもの保護に登下校時の際、学童は学校で教えられたことをよく守って通行していただきます。事故は比較的少ないようです。しかし一度家庭に帰ると、

④ 歩行者の規則違反は道路交

① 交通規則を守らない、これは全般に言えることであり、歩行者、運転者など道路を通行する全員が道路交通法に定めら

交通災害共済に加入を

まだ加入されていない方は、万一に備えてぜひ加入してください。

申し込みは、市役所交通対策課か各出張所の窓口へどうぞ。

春の交通安全運動—4月15日まで

4月6日～15日まで全国いっせい春の交通安全運動が行なわれています。

ひとりひとりが交通ルールをよく守って事故にあわないようにしましょう。

(昭和四十二年六月十日第一号郵便物認可)
 月二回(十日、二十五日)発行(一部四回)

として保存しました。いつかお役にたつことあると思ひます。

発行所 川越市役所
 川越市元町一丁目三番地 電話二五〇〇

市議会第一回定例会より

災害援護に特別資金を貸付

新年度予算も定まる

市議会第一回定例会は、三月六日午後一時に、市役所に招集されました。招集にあたっての件名は「昭和四十八年度川越市一般会計予算」ほか五十九件でした。

▽川越市部課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

▽川越市職員定員条例の一部を改正する条例を定めることについて

▽特別職の職員で非常勤の者の

報酬に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

▽川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

▽川越市恩給条例等の一部を改正する条例を定めることについて

▽川越市費用弁償および旅費支給条例の一部を改正する条例を定めることについて

▽川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

▽川越市恩給条例等の一部を改正する条例を定めることについて

▽川越市公共事業資金貸付基金条例を定めることについて

は、基金の額を四千万円とし、貸付対象として、土地区画整理法による区画整理事業、地方公営企業法第二条による事業などに、貸付条件として、貸付けた資金の償還について十分な能力のある者、貸付けの目的である事業の完遂能力のある者などを対象とし、貸付要件、貸付金額など、必要な事項を定めたものです。

▽川越市災害援護特別資金貸付基金条例を定めることについて

は、災害をうけた市民に、その復旧と更生のために、基金五百万円にて、市民の生活安定をはかる

もので、貸付けの対象は、市長が認定する災害を受けた者で市内に住所を有し、住民基本台帳法による住民票に記録されている者、他から資金の貸付けを受けることが困難な者で、確実な連帯保証人がいる者で、貸付金額は、一件につき三十万円以内とするもので、利息は、年三割以内、貸付けた日の属する月から四カ月据置き、以後二十月以内に一括または、月賦償還するものです。

▽川越市水洗便所工事特別資金貸付基金条例を定めることについて

は、水洗便所工事にともない、多額の資金を要するものに対して基金八百万円にて、処理地域内の建築物の所有者または、改造工事をする者について、当該建築物の所有者の同意を得た占有者、市税および下水道受益者負担金を完納している者などを対象とし、貸付金額は、一件につき三十万円以内とし、年三・六割以内の利子で貸付けを受けた月の翌月から起算して、二十四月以内に均等の方法

により、月賦償還するものです。

▽川越市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を定めることについて

▽川越市収入証紙条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、建築確認事務の実施および川越地区消防組合の設立にともない関係手数料を改正したものです。

▽川越市保育所設置および管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

新装なった第2給食センター



は、高令者の福祉の向上をはかるため、その年金額二千円を三千円に、三千円を五千円に、それぞれ増額したものです。

▽川越市市営住宅設置および管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、公営住宅法施行令の一部改正による割増賃料の限度額の引上げおよび市営住宅の新築にともない条例の一部を改正したものです。

▽川越市立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、市立高階北小学校の新設にともない、その名称および位置を定めたものです。

▽川越市立学校給食センター設置および管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、市立学校給食センターの増設にともない、給食センターの名称および位置を定めたものです。

▽川越市公民館設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、下広谷南公民館の新設にともない、その名称、および位置と公民館の「講座室、和室、調理実習室」の使用料を定めたものです。

▽川越市消防費じゅつ金条例等の一部を改正する条例を定めることについて

は、川越市消防本部および消防署の設置等に関する条例等を廃止する条例を定めることについて

は、川越市消防本部および消防署の設置等に関する条例等を廃止する条例を定めることについて

市議会だより



市議会第一回定例会において、議決された、新年度予算の内容はつぎのとおりです。

▽昭和四十八年度川越市一般会計予算

は、新年度の本市の骨格となる予算でその内容は、

歳入において主なもの「市税」として、個人分十八億二千七百九十九万、法人分五億四千九百三十二万、固定資産税十三億四千九百七十七万、日本国有鉄道ほか二公社の納付金四千九百九十二万、軽自動車税四千五百二十一万、市たばこ消費税一億六千九百九十九万、電気ガス税一億六千四百六十六万、都市計画税一億六千九百三十三万、「地方譲与税」として、自動車重量譲与税四千万、「娯楽施設利用税交付金」としては、三千八百万、「自動車取得税交付金」として六千万、「地方交付税」として十億円、「交通安全対策特別交付金」として一千五百万、「分担金及び負担金」として児童福祉負担金四千七百七十八万、「使用料及び手数料」としては市民会館使用料など九百七十七万、住宅使用料三千七百六十八万四千、高等学校使用料一千四百九十一万八千、諸証明手数料などの戸籍住民基本台帳手数料一千五百三十六万五千、塵芥処理手数料などの清掃手数料一千八百八十九万九千、「国庫支出金」として、老人医療費負担金などの社会福祉負担金九千九百三十二万七千、児童措置費負担金として児童福祉負担金五千九百二十六万五千、被用者児童手当負担金として五千五百八十万、非被用者児童手当負担金三千四百八十万、

生活保護費負担金一億六千二百三十二万九千、小学校校舎建設費負担金などの小学校費負担金一億四千八百六十七万八千、中学校体育館建設費負担金などの中学校費負担金三千七百七十五万六千、し尿処理場建設費補助金一千二百四十万、都市計画費補助金九千六百万、公営住宅建設費補助などの住宅費補助金七千三百四十六万、小学校防音校舎建設費補助などの小学校費補助金三千七百七十四万五千、中学校防音校舎建設費補助などの中学校費補助金二千七百八十万、産業教育特別教室増築費補助などの高等学校費補助金八百八十八万八千、拠出年金事務委託金などの社会福祉費委託金一千六百四十一万九千、「県支出金」として、児童措置費負担金の児童福祉負担金八百三十六万六千、非被用者児童手当負担金八百七十七万、老人福祉費補助などの社会福祉費補助金一千六百六十七万七千、土地改良事業費補助などの農業費補助金二千六百六十六万、徴税費委託金七千四百三十三万、「財産収入」として、土地売却収入五千万、「寄付金」として、

公共施設整備費寄付三千万、はし二付消防車購入費寄付二千三百万円、「繰入金」として、財政調整基金繰入金三千万、公共施設整備基金繰入金一億、「諸収入」として、歳計現金運用利子八百三十万、授産所加工品委託事業収入八百四十二万、競輪事業特別会計からの繰入れ三億、移転補償料(南公民館)などの雑入三千五百五十八万二千、「市債」として、市庁舎建設費九千九百万、保育園建設費(二カ所分)七百九十九万、し尿処理場建設費一千八百六十六万、荒川右岸流域下水道事業債などの都市計画債六千二百一十萬、公営住宅建設費六千二百七十万、小学校校舎取得債などの小学校債一億二千八百七十七万、中学校プール建設費(五校分)などの中学校債四千二百一十萬、特別教室建設費一千万、公民館建設費(二館)一千五百万などです。

製本費などの需用費一千八百四十九万、連絡員の文書配布委託料など一千二百八十六万、光熱水費などの需用費三千五百九十七万八千、通信運搬費などの役務費一千三百八十八万六千、庁舎管理委託料一千七百八十四万一千円、川越市開発公社交付金一億四千万、公共施設整備基金積立金三千万、市庁舎建設工事請負費(三カ年計画最終年次分)一億四千五百万円、自治協力報償などの報償費一千九百九十四万、協議会研修会等の負担金補助および交付金四千三百三十三万、公共事業資金貸付基金繰出四千万、納期前納付などの報償費二千二百六十一万九千、「民生費」として社会福祉協議会などの負担金補助および交付金千二百一十萬、老人医療給付費などの扶助費一億九千八百五十七万九千、敬老年金などの負担金補助および交付金千七百九十六万、公有財産購入費(山の用地および施設)千三百三十三万、青少年健全育成協会などの負担金補助および交付金千七百九十四万六千、国民健康保険事業特別会計への繰入金一億三千円、児童手当の扶助費一億一千三百四十万、児童福祉のための消耗品費などの需用費二千三百七十二万六千、下田保育園などの委託料二千四百八十八万四千、保育園建設のための工事請負費五千八百九十万、医療扶助などの扶助費三億二千八百五十二万二千



千三百四十万、児童福祉のため

理場建設工事費(二カ年継続初年度分)八千八百八十万、水道事業の特別会計への繰入金四千万、下水道事業特別会計への繰入金三億六百万、「農林水産業」として、農業振興施設事業などの負担金補助および交付金一千六百万、農道整備などの工事請負費千六百四十万、同用地購入費千二百万円、「商工費」として、中小企業関係融資預託金一億二千五百万円、川越まつり協賛会などの負担金補助および交付金八百八十四万八千、「土木費」として、交通安全施設設置などの工事請負費千七百九十四万五千、市道調査測量委託料二千、防じん処理新設および修繕などの工事請負費八千七百円、敷砂利など

48年度予算 百五十七億二千五百十二万円

一般会計 八十一億二千万円 特別会計 七十六億千五百十二万円

路建設事業特別会計などへの繰入金五千九百九十五万八千、基本調査設計委託料(川越駅東口、本川越周辺)六千四百万円、公営住宅建設などの工事請負費一億七千九百四十五万、住宅用地購入費(年賦金千七十七万四千、「消防費」として、川越地区消防組合(常備および非常備分)への負担金補助および交付金三億三千九百十六万八千、「教育費」として小学校の宿直代行員などの賃金八百六十三万三千、校舎付属施設等整備などの工事請負費二千七百五十万円、各種校用備品および一般教材などの備品購入費三千六百七十万円、教材用などの備品購入費千五百三十四万六千、小学校校舎等建設工事などの工事請負費二億九百八十万、小学校校舎取得費(二校分)の公有財産購入費一億八千五百二十二万、防音校舎建設工事請負費七千八百万円、中学校費として、消耗品などの需用費三千九百六十二万、校舎付属施設等整備工事などの工事請負費千二百万円、各種校用備品および一般教材などの備品購入費二千四百万円、中学校校舎等建設工事などの工事請負費一億九千九百三十三万六千、高等学校費として特別教室増築工事請負費三千六百万、社会教育費として、山東集

中保管庫整備工事請負費二千百万、公民館建設工事などの工事請負費九千六百九十万、保健体育費として、燃料費などの需用費千三百十六万、「公債費」として

屋事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ五百三十七万円となったものです。

▽昭和四十八年度川越市国民健康保険事業特別会計予算

は、事業勘定において歳入歳出それぞれ九億九千九百七十七万となったものです。歳入においては、国民健康保険税四億五千七百五十五万、国庫支出金として現年度分事務費負担金三千八百四十三万三千円、療養給付費負担金現年度分五億五百四十七万六千、一般会計からの繰入金二千九百万が主なもの、歳出においては、療養給付費八億八千四百八十万、助産費の負担金補正および交付金千三百八十万などが主なもの、施設勘定として、歳入歳出それぞれ一億八千七百三十六万円となったもので、歳入においては、国民健康保険税収入二千八百八十三万七千、社会保険診療報酬収入千六十二万三千円、一般会計からの繰入金九千九百万、診療所建設費五千五百万円が主なるもので、歳出においては、建設工事費(二カ年継続第二年度分)などの工事請負費一億六百万、医療用機械器具等購入費三千四百万円、医療

用薬品費千六百八十万などが主なもの、

▽昭和四十八年度川越市と畜場事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ二千五百二十万円となったものです。

▽昭和四十八年度川越市競輪事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ二十七億三千三百一十一万七千円となったものです。

▽昭和四十八年度川越市下水道事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ九億四千七百七十万円となったものです。歳入においては、受益者負担金の現年度分四千八百一十六万、下水道使用料六千四百万円、国庫支出金として公共下水道築造事業費補助金二億二千二百八十万、県支出金

として同じく公共下水道築造事業費補助金二千七百八十五万、一般会計からの繰入金三億六百万、公共下水道築造事業債二億六千七百五十万などが主なるもので、歳出においては、月吉ポンプ場築造工事委託料一億五千万、管渠施設工事などの工事請負費四億八千八百六十万、土地購入費千三百八十四万四千、長期償還元金二千二百三十三万六千、長期債利子など償還金利子および割引料七千九百二十五万六千などが主なもの、

▽昭和四十八年度川越市水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ一億五千九百三十三万八千円となったもので、歳入としては、下水道建設費負担金四千四百七十七万七千、国庫支出金として、江川流域下水道建設事業費補助金四千五百万円、一般会計からの繰入金四千二百九十五万八千、江川流域下水道建設事業債二千七百万円が主なるもので、

市議会第一回定例会において、議決された、新年度予算の内容はつぎのとおりです。

▽昭和四十八年度川越市一般会計予算

は、新年度の本市の骨格となる予算でその内容は、

歳入において主なもの「市税」として、個人分十八億二千七百九十九万、法人分五億四千九百三十二万、固定資産税十三億四千九百七十七万、日本国有鉄道ほか二公社の納付金四千九百九十二万、軽自動車税四千五百二十一万、市たばこ消費税一億六千九百九十九万、電気ガス税一億六千四百六十六万、都市計画税一億六千九百三十三万、「地方譲与税」として、自動車重量譲与税四千万、「娯楽施設利用税交付金」としては、三千八百万、「自動車取得税交付金」として六千万、「地方交付税」として十億円、「交通安全対策特別交付金」として一千五百万、「分担金及び負担金」として児童福祉負担金四千七百七十八万、「使用料及び手数料」としては市民会館使用料など九百七十七万、住宅使用料三千七百六十八万四千、高等学校使用料一千四百九十一万八千、諸証明手数料などの戸籍住民基本台帳手数料一千五百三十六万五千、塵芥処理手数料などの清掃手数料一千八百八十九万九千、「国庫支出金」として、老人医療費負担金などの社会福祉負担金九千九百三十二万七千、児童措置費負担金として児童福祉負担金五千九百二十六万五千、被用者児童手当負担金として五千五百八十万、非被用者児童手当負担金三千四百八十万、

公共施設整備費寄付三千万、はし二付消防車購入費寄付二千三百万円、「繰入金」として、財政調整基金繰入金三千万、公共施設整備基金繰入金一億、「諸収入」として、歳計現金運用利子八百三十万、授産所加工品委託事業収入八百四十二万、競輪事業特別会計からの繰入れ三億、移転補償料(南公民館)などの雑入三千五百五十八万二千、「市債」として、市庁舎建設費九千九百万、保育園建設費(二カ所分)七百九十九万、し尿処理場建設費一千八百六十六万、荒川右岸流域下水道事業債などの都市計画債六千二百一十萬、公営住宅建設費六千二百七十万、小学校校舎取得債などの小学校債一億二千八百七十七万、中学校プール建設費(五校分)などの中学校債四千二百一十萬、特別教室建設費一千万、公民館建設費(二館)一千五百万などです。

製本費などの需用費一千八百四十九万、連絡員の文書配布委託料など一千二百八十六万、光熱水費などの需用費三千五百九十七万八千、通信運搬費などの役務費一千三百八十八万六千、庁舎管理委託料一千七百八十四万一千円、川越市開発公社交付金一億四千万、公共施設整備基金積立金三千万、市庁舎建設工事請負費(三カ年計画最終年次分)一億四千五百万円、自治協力報償などの報償費一千九百九十四万、協議会研修会等の負担金補助および交付金四千三百三十三万、公共事業資金貸付基金繰出四千万、納期前納付などの報償費二千二百六十一万九千、「民生費」として社会福祉協議会などの負担金補助および交付金千二百一十萬、老人医療給付費などの扶助費一億九千八百五十七万九千、敬老年金などの負担金補助および交付金千七百九十六万、公有財産購入費(山の用地および施設)千三百三十三万、青少年健全育成協会などの負担金補助および交付金千七百九十四万六千、国民健康保険事業特別会計への繰入金一億三千円、児童手当の扶助費一億一千三百四十万、児童福祉のための消耗品費などの需用費二千三百七十二万六千、下田保育園などの委託料二千四百八十八万四千、保育園建設のための工事請負費五千八百九十万、医療扶助などの扶助費三億二千八百五十二万二千

千三百四十万、児童福祉のため

理場建設工事費(二カ年継続初年度分)八千八百八十万、水道事業の特別会計への繰入金四千万、下水道事業特別会計への繰入金三億六百万、「農林水産業」として、農業振興施設事業などの負担金補助および交付金一千六百万、農道整備などの工事請負費千六百四十万、同用地購入費千二百万円、「商工費」として、中小企業関係融資預託金一億二千五百万円、川越まつり協賛会などの負担金補助および交付金八百八十四万八千、「土木費」として、交通安全施設設置などの工事請負費千七百九十四万五千、市道調査測量委託料二千、防じん処理新設および修繕などの工事請負費八千七百円、敷砂利など

として同じく公共下水道築造事業費補助金二千七百八十五万、一般会計からの繰入金三億六百万、公共下水道築造事業債二億六千七百五十万などが主なるもので、歳出においては、月吉ポンプ場築造工事委託料一億五千万、管渠施設工事などの工事請負費四億八千八百六十万、土地購入費千三百八十四万四千、長期償還元金二千二百三十三万六千、長期債利子など償還金利子および割引料七千九百二十五万六千などが主なもの、

▽昭和四十八年度川越市水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ一億五千九百三十三万八千円となったもので、歳入としては、下水道建設費負担金四千四百七十七万七千、国庫支出金として、江川流域下水道建設事業費補助金四千五百万円、一般会計からの繰入金四千二百九十五万八千、江川流域下水道建設事業債二千七百万円が主なるもので、

歳出としては、下水道工事請負費一億三千七百八十万が主なもの、

▽昭和四十八年度川越市真土川下水道建設事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ千五百四十一万円となったものです。

▽昭和四十八年度川越市川越都市計画画階第一土地区画整理事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ一億六千九百八十四万となったもので、歳入としては、保留地売却代金一億五千六百万が主なるもので、歳出としては、街路等整備工事請負費六千二百八十八万、物件移転などの補償補填および賠償金四千五百三十万などが主なもの、

▽昭和四十八年度川越市川越都市計画画階西口土地区画整理事業特別会計予算

は、歳入歳出それぞれ三億四千万となったもので、歳入としては、国庫支出金の川越駅西口土地区画整理事業費補助金一億八千万、一般会計からの繰入金八千四百四十四万、区画整理事業債三千六百万が主なるもので、歳出としては、街路築造等の工事請負費一億、建物等物件移転費一億六千六百万円が主なるものです。

▽昭和四十八年度川越市水道事業特別会計予算

は、収益的収入として水道事業収益五億四千四百八十三万八千、収益的支出として水道事業費用五億六千七百八千、資本的収入は十三億一千五十一万七千、資本的支出十四億六千九百六十七万九千円としたものです。



市営住宅が近い

小学校用地を取得

大東公民館も建設に決定

市議会第一回定例会（三月六日開会）において、審議された内容は、つぎのとおりです。

用地の取得

▼ 用地の取得について
は、小学校建設のため取得するもので、内容は、つぎのとおりです。

- 一、土地の表示
川越市大字今成字石川二百六十三番地一ほか十四筆、および大字今成字広町八百六番地二の合計十六筆、地積一万二千九百六十六平方メートル
- 二、取得の目的
小学校建設のため
- 三、取得予定価額
金八千五百九十九万五千五百四十四円
- 四、取得契約の相手方
財団法人川越市開発公社

▼ 用地の取得について
は、小学校建設のため取得するもので、内容は、つぎのとおりです。

- 一、土地の表示
川越市大字今福字中台元川越分二千八百九十六番地一ほか十五筆、地積一万三千八百二十七平方メートル
- 二、取得の目的
小学校建設のため
- 三、取得予定価額
金一億六千四百四十四万七千五百五十八円
- 四、取得契約の相手方
財団法人川越市開発公社

請負契約

▼ 川越市大東公民館新築工事請負契約について
は、川越市大東公民館新築工事入札の結果で、内容はつぎのとおりです。

- 一、契約の目的
川越市大東公民館新築工事
- 二、契約の方法
指名競争入札
- 三、契約の金額
金四千八百二十万円
- 四、契約の相手方
大宮市浅間町三丁目二二番地
佐田建設株式会社埼玉支店
- 五、工期
本契約締結の日から二十日

道路の認定

▼ 川越市道路線の認定について
は、道路新設にともない、大字池辺字山王千九百九十六番地を起点とし、同字千三百五十一番地先までの延長三百八十八メートルを市道として認定したものです。

▼ 川越市道路線の認定について
は、道路新設にともない、大字上戸字山王久保百九十九番地先を起点とし、同字百十五番地先までの延長百八十八メートルを市道として認定したものです。



認定された市道

議事のあらまし

▼ 第一日（三月六日）は、会期を十九日間と決定、諸報告のうち「継続審査」となっていた「昭和四十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について」ほか「十特別会計決算認定

▼ 第四日（三月九日）提出案に対する質疑のうち、議案九件を各関係常任委員会にその審査を付託。

▼ 第五日（三月十日）提出案に対する質疑のうち、議案十七件を各関係常任委員会にその審査を付託。

▼ 第六日（三月十一日）は、日曜日のため休会。

▼ 第七日（三月十二日）は、提出案に対する質疑のうち、議案九件を各関係常任委員会にその審査を付託。

▼ 第八日（三月十三日）は、提出案に対する質疑。

▼ 第九日（三月十四日）は、提出案に対する質疑のうち、議案十四件と、追加議案一件の提案理由の説明、質疑のうち、関係常任委員会にその審査の付託。

▼ 第十日（三月十五日）は、通告順にしたがい、八議員による一般質問を実施。

▼ 第十一日（三月十六日）は、前日に引き続き、二議員による一般質問を実施。

▼ 第十二日（三月十七日）は、

補正予算

▼ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算（第五号）
は、歳入歳出それぞれ五億九千八百四十五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ八十二億六千六百五十五万円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算（第五号）
は、歳入歳出それぞれ五億九千八百四十五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ八十二億六千六百五十五万円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算（第五号）
は、歳入歳出それぞれ五億九千八百四十五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ八十二億六千六百五十五万円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算（第五号）
は、歳入歳出それぞれ五億九千八百四十五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ八十二億六千六百五十五万円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算（第五号）
は、歳入歳出それぞれ五億九千八百四十五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ八十二億六千六百五十五万円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算（第五号）
は、歳入歳出それぞれ五億九千八百四十五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ八十二億六千六百五十五万円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算（第五号）
は、歳入歳出それぞれ五億九千八百四十五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ八十二億六千六百五十五万円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算（第五号）
は、歳入歳出それぞれ五億九千八百四十五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ八十二億六千六百五十五万円としたものです。



療 診 保 国 進 む 建設

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

▼ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算（第四号）
は、歳入歳出それぞれ二千九百四十二万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億二千四百七十二万二千円としたものです。

46年度決算は、さらに「継続審査」

市議会第六回定例会において「継続審査」の付託となつておりました。

▼ 昭和四十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都市計画川越駅西口土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 第二日（三月七日）、第三日（三月八日）は、議案研究のため休会。

▼ 第四日（三月九日）提出案に対する質疑のうち、議案九件を各関係常任委員会にその審査を付託。

▼ 第五日（三月十日）提出案に対する質疑のうち、議案十七件を各関係常任委員会にその審査を付託。

▼ 第六日（三月十一日）は、日曜日のため休会。

▼ 第七日（三月十二日）は、提出案に対する質疑のうち、議案九件を各関係常任委員会にその審査を付託。

▼ 第八日（三月十三日）は、提出案に対する質疑。

▼ 第九日（三月十四日）は、提出案に対する質疑のうち、議案十四件と、追加議案一件の提案理由の説明、質疑のうち、関係常任委員会にその審査の付託。

▼ 第十日（三月十五日）は、通告順にしたがい、八議員による一般質問を実施。

▼ 第十一日（三月十六日）は、前日に引き続き、二議員による一般質問を実施。

▼ 第十二日（三月十七日）は、

前日に引き続き、五議員による一般質問を実施。

▼ 第十三日（三月十八日）は、日曜日のため休会。

▼ 第十四日（三月十九日）は、第十二日に続き五議員による一般質問を実施、会期四日間延長。

▼ 第十五日（三月二十日）は、総務・文教・厚生・建設の四常任委員会が、付託案を審査。

▼ 第十六日（三月二十一日）は、祝日のため休会。

▼ 第十七日（三月二十二日）は、総務・文教・厚生・建設の四常任委員会が、付託案を審査。

▼ 第十八日（三月二十三日）は、厚生・建設の両常任委員会が、付託案を審査。

▼ 第十九日（三月二十四日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十日（三月二十五日）は、日曜日のため休会。

▼ 第二十一日（三月二十六日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十二日（三月二十七日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十三日（三月二十八日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十四日（三月二十九日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十五日（三月三十日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十六日（三月三十一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十七日（四月一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十八日（四月二日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第二十九日（四月三日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十日（四月四日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十一日（四月五日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十二日（四月六日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十三日（四月七日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十四日（四月八日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十五日（四月九日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十六日（四月十日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十七日（四月十一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十八日（四月十二日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第三十九日（四月十三日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十日（四月十四日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十一日（四月十五日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十二日（四月十六日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十三日（四月十七日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十四日（四月十八日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十五日（四月十九日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十六日（四月二十日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十七日（四月二十一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十八日（四月二十二日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第四十九日（四月二十三日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十日（四月二十四日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十一日（四月二十五日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十二日（四月二十六日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十三日（四月二十七日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十四日（四月二十八日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十五日（四月二十九日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十六日（四月三十日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十七日（五月一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十八日（五月二日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第五十九日（五月三日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十日（五月四日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十一日（五月五日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十二日（五月六日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十三日（五月七日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十四日（五月八日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十五日（五月九日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十六日（五月十日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十七日（五月十一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十八日（五月十二日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第六十九日（五月十三日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十日（五月十四日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十一日（五月十五日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十二日（五月十六日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十三日（五月十七日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十四日（五月十八日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十五日（五月十九日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十六日（五月二十日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十七日（五月二十一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十八日（五月二十二日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第七十九日（五月二十三日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十日（五月二十四日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十一日（五月二十五日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十二日（五月二十六日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十三日（五月二十七日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十四日（五月二十八日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十五日（五月二十九日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十六日（五月三十日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十七日（五月三十一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十八日（六月一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第八十九日（六月二日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十日（六月三日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十一日（六月四日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十二日（六月五日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十三日（六月六日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十四日（六月七日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十五日（六月八日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十六日（六月九日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十七日（六月十日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十八日（六月十一日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第九十九日（六月十二日）は、委員長報告整理のため休会。

▼ 第一百日（六月十三日）は、委員長報告整理のため休会。

市議会第一回定例会(三月六日開会)に、提出された請願は、つぎのとおりです。

× × ×
旭住宅地域水害に対する緊急措置方請願について

は、毎年水害の危機にみまわれ昭和四十一年六月二十八日床上浸水(床上七〇センチ)の被害をうけ、その間、陳情をかきねておられますが、いまだ対策を講じられておらず、逆にますます河川の水位が上がり、それにもなう溜水の増大で昨年は床上浸水となりました。住民をいっそう不安にしているのは今年一月三日の雨量程度で住宅内児童公園や道路が浸水している事であり六月の梅雨には一体どうなるのか想像にたくなく、今や一刻のゆよも許されなくなっているため、市が早急に抜本的な対策とともに、雨期の前に緊急措置を講じていただきたい、との主旨により川越市下新河岸旭住宅自治会代表、大熊喜太郎氏ほか三百五十一名より提出されたものです。

× × ×
と畜場増設の請願について

は、と畜場における殺頭数については昭和四十五年六月一日から県当局の指示により、県下、と畜場施設においては、知事の認可頭数をこえてはならない、行政措置がとられこれではとうてい利用者者の必要量が達成できないので、当時市当局の尽力により、と殺頭数の増加、週六日制(週五日の開設日であった)の認可をいただき、解体業務の充実をはかるとともに

県下十二と畜場代表者とともに、と殺制限の緩和、時間外、と殺の受付時間の延長、へい処処理場の設置などの請願をおこない、県衛生部とも交渉をおこなったが、最終的には増設をしないかぎり、と殺頭数の増加を認めない結論になったので県の措置に対し供給の円滑をはかるため、四十五年六月から組合員、員外者とも各個人のと殺実績によりと殺の曜日割当と、と殺頭数をきめてその業務をおこなっているが、これでは組合員のなかに一時的にと殺を休止している者などは受け入れられない現況であるので、人口増加と食生活の向上にもなう供給面のご賢察をねがい、現在のと殺場敷地内において可能最大増設をすみやかに実現されたいとの主旨により、川越畜産商業協同組合理事長、吉川英男氏ほか四十名より提出されたものです。

× × ×
霞ヶ関北地区児童保育に対する助成および児童館建設方請願について

は、近年働く婦人あるいは家庭婦人の職場進出も多くなっているが、家庭をもつ職業婦人の一番の悩みは自分の子どもの保育問題です。四十八年三月現在、川越市霞ヶ関北小学校に通学する児童を對象とすべき児童はいませんが、保護者個人の

× × ×
級卒業予定者が県立養護学校別科に入学できなかった

は、昭和三十九年に県下にきまがけて市立養護学校を設立し、特殊教育界においても重要な役割をはたし、高等部設置の養護学校として全国的に注目され、川越市立養護学校の価値が高められておられますが、そのうち昭和四十七年四月県立養護学校が設立され本校小中全部県立養護学校に転校し、市立養護学校は高等部のみの養護学校として、後期中等教育を担当する学校として新発足し、着々教育効果をあげています。しかしながら昭和四十八年四月から一年生は募集せず、近い将来自然廃校との話を聞き、おどろいてるしだいです。心身障害者の場合は義務教育期間だけでは不十分であつて、普通児よりも多くの教育を必要とすることは論をまちません。このような養護学校設置の動きに反対に、本校の歴史と今の福祉のあり方に逆行しない市立養護学校の進むべき道が、

× × ×
二、県教育委員会は県立、市立をそれぞれ独立校とし移管を認めないこと。

三、川越市から県立養護学校への希望者が入学を断られ「川越市からの希望者が必ず入学できる」という保証のないことが明らかになったこと。(市立特殊学

問題としてかたづけられ、ある児童は放課後塾がよい、あるいは「鍵っ子」として父母の帰宅するまでの時間をさびしくすごしておられ、父母のいない事故も憂慮されます。このような問題は児童の保護者個人で解決すべき問題ではなく、公共団体によって解決されるべき問題と考え公共団体によって解決されるまで、霞ヶ関北小学校学区内住民の有志は、四十八年四月より有志宅を開放して児童保育をおこなう予定です。また児童たちが安心して過ごせる場所のひとつの方法として児童館が考えられます。

× × ×
児童一人あたり月額九千八百円の負担となりますので助成をお願いしたい

二、児童館の設置について(霞ヶ関北地区に定員百人程度で図書室・図工室・音楽室・ホール・休憩室を設置)は、市費による建築をお願いしたい。との主旨により、霞ヶ関角栄団地自治会代表、榎木久氏ほか二百四十二名より提出されたものです。

× × ×
児童保育事業の施策実現に関する請願について

は、全国各地で児童保育の運動が展開され、また実施されておられる中、県下でも二十ヶ所の児童保育所ができておられますが、川越市でも社会教育のひととして月越小学校で留守家庭児童のみにあらず、すべての児童に都市化が進むにつれてむしばまれる。精神と健康の安全と保障を目的として社会教育の立場から児童保育の必要性を訴えます。核家族化してゆくなかで、子どもたちは放任され交

請



通の危険にさらされ、遊び場を奪われ年々子どもらしさを失なっていますので、一校区一児童保育所の設立は市の行政はもちろんのこと、県行政のなかにも組み入れてほしいもので、すでに上福岡市でも三ヶ所あり、一校区一児童保育所の設置がじよに実現しかかっていますのですべての児童の安全と社会保護のため児童保育所を設置していただきたい、との主旨により川越市児童保育をつくる会、代表川越市稲荷町二十一番地十、柳富江氏ほか三千四百名より提出されたものです。

の恐れあるため救済方請願について

は、川越市新宿町二丁目十六番地十三に岡村ビル(地上五階建店舗併用賃貸住宅)の建設が計画されましたが、このビルが建設されますと付近住民の日照が大幅に阻害され、とくに同ビルの北側境界に接する民家三戸は、日照時間は冬至においてもっとも長いところで午前十一時三十分までとなり、このため日光消毒が不可能になり、ビタミンド不足による発育不良、神経痛などへの悪影響や暖房費、照明費などの増加はもちろぬ高層建築物による圧迫感、乱気流による風害などの被害が予想され、この岡村ビルが建設されればこんご、こうした中高層建築物が無秩序に林立し、太陽を奪われ日かげに泣く市民が多数うまれることが考えられ、とくに鶴頭坂付近は、現在すでに自動車による騒音、排気ガス、震動などによる公害に悩まされておられ、これに日照阻害が加わるならば被害をうける住民にとって健康の維持がきわめて困難となってくるので、

× × ×
岡村ビル建設により日照阻害

は、県内、卸売市場の現状はかならずしも生鮮食品などの需要密度の分布状況に応じて適正に配置されておらず、市街地内に位置し、また施設面においても狭隘老朽化しており、今後の人口急増による取扱数量の増大、自動車利用の増加などにもなつて過密化が進行し、これが能率的な物的流通を確保するうえで、大きな阻害要因となつており、このような事情から県当局では昭和四十三年青果物卸売市場の整備計画を策定し、これにそく

× × ×
卸売市場の設置を講ぜられたい

は、卸売市場の設置を講ぜられたい、との主旨により、入間地方卸売市場統合整備推進協議会長、中村銀作氏ほか十九名より提出されたものです。

× × ×
霞ヶ関用地の公立幼稚園用地確保方請願について

は、団地内に公立幼稚園を設置することにつき、昨年十月定例市議会が採択され、市当局でもその準備を進めていることとありますが、早期実現を願う者として、用地の確保に特別の関心をもつています。ところが、当団地内の公共用地をちかちか処分することとありますが、地価暴騰でますます公共用地の取得困難がいわれている今日、公共用地を処分することに不安を感じており、公立幼稚園の実現のために早急に用地を確保してくださるよう請願いたします。

願



市内 新宿市 新 願 された

号線より車線側に歩車道の区分化をはかること。
一、新宿町交差点の隅切りをつけ交通の緩和をはかること。
一、交差点周辺の環境の美化と公害防止対策をはかること。
一、深夜早朝における交通規制の強化をはかること。
一、川越都市計画道路新河岸駅前通りおよび外環状線の早期実現をはかること。
一、その他交通事故、公害を防止して住民の生命を守るすべての措置を講ぜられたいとの主旨により川越市新宿町一丁目自治会長、斉田政雄氏ほか七百二十名より提出されたものです。

× × ×
公設地方卸売市場の設置方請願について

は、現在交差点において立体交差をはかること。
一、鳥頭坂交差点より二百五十四

は、当地区に、さる昭和四十五年国道十六号線(川越バイパス)が開通し、つづいて県道川越所沢線の改修と全線舗装化により、交

× × ×
新市町地内における交通事故防止と環境改善に関する請願について

は、当地区に、さる昭和四十五年国道十六号線(川越バイパス)が開通し、つづいて県道川越所沢線の改修と全線舗装化により、交

× × ×
と畜場増設の請願について

は、と畜場における殺頭数については昭和四十五年六月一日から県当局の指示により、県下、と畜場施設においては、知事の認可頭数をこえてはならない、行政措置がとられこれではとうてい利用者者の必要量が達成できないので、当時市当局の尽力により、と殺頭数の増加、週六日制(週五日の開設日であった)の認可をいただき、解体業務の充実をはかるとともに

× × ×
級卒業予定者が県立養護学校別科に入学できなかった

は、昭和三十九年に県下にきまがけて市立養護学校を設立し、特殊教育界においても重要な役割をはたし、高等部設置の養護学校として全国的に注目され、川越市立養護学校の価値が高められておられますが、そのうち昭和四十七年四月県立養護学校が設立され本校小中全部県立養護学校に転校し、市立養護学校は高等部のみの養護学校として、後期中等教育を担当する学校として新発足し、着々教育効果をあげています。しかしながら昭和四十八年四月から一年生は募集せず、近い将来自然廃校との話を聞き、おどろいてるしだいです。心身障害者の場合は義務教育期間だけでは不十分であつて、普通児よりも多くの教育を必要とすることは論をまちません。このような養護学校設置の動きに反対に、本校の歴史と今の福祉のあり方に逆行しない市立養護学校の進むべき道が、

× × ×
二、県教育委員会は県立、市立をそれぞれ独立校とし移管を認めないこと。

三、川越市から県立養護学校への希望者が入学を断られ「川越市からの希望者が必ず入学できる」という保証のないことが明らかになったこと。(市立特殊学

は、現在交差点において立体交差をはかること。
一、鳥頭坂交差点より二百五十四

常任委員会委員の所属を決定

市議会第一回定例会最終日

(三月二十九日)に、市議会委員
会条例第三条の規定により、常任
委員会委員の選任が、おこなわれ
ました。

▽ 常任委員会委員の選任につ
いて

市議会委員会条例第五条の規定
により、各常任委員会の委員を、
決定しました。

議員のそれぞれの、常任委員会
の所属については、つぎのとおり
です。

▽ 総務常任委員会委員

犬竹 正雄 議員

宇津木 克雄 議員

森田 栄 議員

中村 光男 議員

天沼 半右衛門 議員

荒井 習一 議員

関根 永吉 議員

金井 二郎 議員

武 定雄 議員

安田 謹之助 議員

▽ 文教常任委員会委員

伊藤 義郎 議員

宇津木 清蔵 議員

中里 甲子寿 議員

山田 貞男 議員

根岸 春吉 議員

戸田 正雄 議員

山村 健仁 議員

菊地 実 議員

中村 源次 議員

関仁田 春二 議員

▽ 厚生常任委員会委員

原田 清 議員

矢部 正左衛門 議員

水村 高次 議員

岩崎 靖夫 議員

小金井 正三 議員

大泉 清 議員

小沢 善作 議員

安田 健二郎 議員

新山 昌司 議員

川合 喜一 議員

▽ 建設常任委員会委員

山口 登 議員

中野 清 議員

深田 綱三 議員

木村 豊太郎 議員

水口 和夫 議員

石川 新平 議員

清水 正平 議員

後閑 芳雄 議員

栗原定一 議員

伊藤 宗一 議員

一般質問

市議会第一回定例会第十日(三
月十五日)に八議員、第十一日
(三月十六日)に三議員、第十二
日(三月十七日)には、前日に引
き続き一議員ならびに四議員、第
十四日(三月十九日)に五議員に
より、それぞれつぎのとおり、一
般質問が、おこなわれました。

いて

原田 清 議員

園芸センター設置について

中里 甲子寿 議員

留守家庭児童について

矢部 正左衛門 議員

野菜の契約栽培に
ついて

後閑 芳雄 議員

婦人会館の運営と
施設拡充について

安田 謹之助 議員

学童保育について

おたきり老人につ
いて

安田 謹之助 議員

交通対策について

中野 清 議員

市民の健康をどう守るかにつ
いて

安田 謹之助 議員

市職員の勤務について

新山 昌司 議員

保育所保育料について

幼稚園就園奨励費について

市内各駅周辺整備について

市長選挙について

いて

三、市職員の勤務について

新山 昌司 議員

一、保育所保育料について

二、幼稚園就園奨励費について

三、市内各駅周辺整備について

四、市長選挙について

関仁田 春二 議員

一、開発公社の土地分譲について

二、南部公民館建設について

三、社会教育、社会体育、体育祭
等に対して傷害見舞金制度につ
いて

中村 源次 議員

一、老人福祉対策について

二、緑化運動の推進について

三、消防体制の強化について

森田 栄 議員

一、開発許可について

大泉 清 議員

一、市営住宅に関して

二、空地利用について

宇津木 克雄 議員

一、道路行政について

菊地 実 議員

一、住民負担について

宇津木 清蔵 議員

一、肢体不自由児対策について

二、学校における自動車騒音対策
と、福原小学校の対策について

三、速達郵便の配達について

山村 健仁 議員

一、環境衛生について

二、市民会館について

三、公園について

木村 豊太郎 議員

一、教職員の処遇について

二、災害常襲地帯について

三、区画整理について

四、公有地について

岩崎 靖夫 議員

一、社会教育活動に対する傷害見
舞金制度について

二、川越市資金融資制度におけ
る信用保証の弾力的運用につ
いて

三、川越市零細金融融資制度につ
いて

四、川越市急救医療体制について

五、週五日制及び日曜日の振替実
施について

六、海の家について

水口 和夫 議員

一、建築行政について

同意

教育委員 固定委員 を

地方教育行政の組織および運営
に関する法律第四条第一項の規定
により「教育委員会委員」を、ま
た地方税法第四百二十三条第三項
の規定により「固定資産評価審査
委員会委員」を、それぞれ選任い

たしたので、議会の同意を求め
たいと、市議会第一回定例会最終
日(三月二十九日)に提案されま
したので、提案理由の説明、質疑
のち採決した結果、つぎのとおり
同意されました。

▽ 教育委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

川越市中原町一丁目三番地三

水村 三郎

大正三年二月一日生

▽ 固定資産評価審査委員会委員
の選任につき同意を求めること
について

川越市松江町二丁目九番地四

小島 金三

明治四十二年一月二十七日生

消防組合議員 を決定

市議会第一回定例会第一日(三
月六日)に、川越地区消防組合規
約第五条第一項の規定により、川
越地区消防組合議会議員の選挙が
おこなわれ、つぎのとおり決定し
ました。

▽ 川越地区消防組合議会議員の
選挙について

犬竹 正雄 議員

森田 栄 議員

中里 甲子寿 議員

荒井 習一 議員

木村 豊太郎 議員

関根 永吉 議員

小沢 善作 議員

武 定雄 議員

安田 謹之助 議員

川合 喜一 議員

